



このような方はまずはこちらにご相談ください！

引越したい

リフォームしたい

ケース1 ↓

ケース2 ↓

土砂災害特別警戒区域内に住宅がある

移転補助について
ご相談ください。

補強補助について
ご相談ください。
※市町村民税課税総所得金額
507万円以上の場合、
補助限度額の制限があります。

※土砂災害特別警戒区域は以下の大阪府ホームページ
「大阪府内の土砂災害防止法の指定状況」より確認できます。
http://www.pref.osaka.lg.jp/damusabo/dosyahou/d_sitei.html

大阪府 特別警戒区域

検索

お問い合わせ・ご相談

高槻市役所都市創造部下水河川企画課〈申請窓口〉

072-674-7432

大阪府都市整備部河川室河川環境課

06-6944-9302

大阪府茨木土木事務所建設課河川砂防グループ

072-627-1121

土砂災害の危険は ありませんか？

住宅移転・補強を 支援します

土砂災害特別警戒区域内の住宅移転・補強に対する補助制度について



うちは対象なの？

土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)

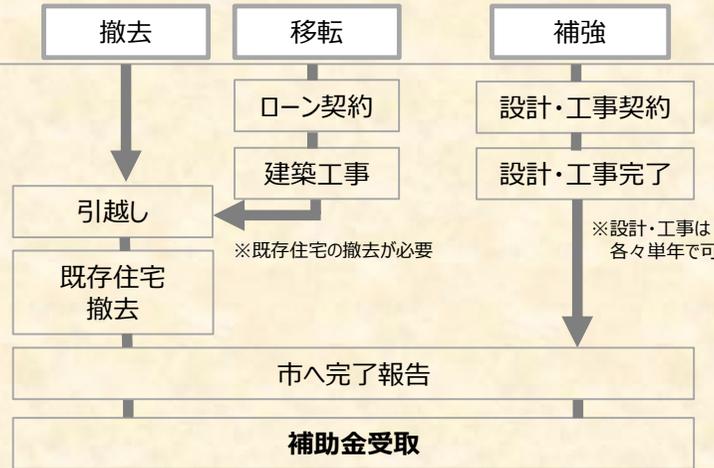
特別警戒区域内の住宅が補助対象です。



- ★土砂災害特別警戒区域に指定された時点において存在し、現在居住している住宅が対象です。
- ★移転先が高槻市内であることが条件です。
- ★移転先が危険な住宅でないことが条件です。

補助を受けるまで

市へ補助申請 (※採択要件があります。事前相談が必要です。)



土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転・補強について支援します。

移転 ~土砂災害の危険からの避難(移転)

住宅の撤去にかかる費用 (除却等費)

- 除却に要する費用：1㎡当たりの限度額×延べ床面積
木造住宅32,000円/㎡、非木造住宅46,000円/㎡ (令和6年度限度額)
 1㎡当たりの限度額は、住宅局標準建設費等通知に基づき毎年度変更されます。
 最新の限度額は大阪府ホームページでご確認ください。

大阪府 移転補強 検索

- その他除却等に要する費用 (動産移転費等) : **最大97.5万円**



住宅の移転にかかる費用 (建物助成費)

- 新住宅の建設及び改修に要する費用のうち、借入金 (ローン) の利子に相当する額 (年利率8.5%限度) の補助を受けることができます。
最大421万円 (建物325万円、土地96万円)



補強 ~土砂災害の危険から住宅を守る

住宅の補強および土砂災害対策施設の設計・工事にかかる費用

補強擁壁などの土砂災害から住宅を守る施設が対象になります。



設計費用

- 対象費用 (補強設計費用) の23%
1棟当たり 最大15.4万円【7.7万円】
 (設計費限度額：67.2万円)

工事費用

- 対象費用 (補強工事費用) の23%
1棟当たり 最大77.2万円【38.6万円】
 (工事費限度額：336万円)

※市町村民税課税総所得金額507万円以上の場合、【 】内が補助限度額となります。



どんな補助があるの？